平成２４年（フ）第１９号
島根県出雲市塩冶有原町６丁目10番地　雇用促進住宅塩冶宿舎２―306
債務者　大谷　和弘
1　決定年月日時　平成24年４月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月25日午後２時
松江地方裁判所出雲支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２４年（フ）第４７号
金沢市西泉５丁目33番地
破産者　岩井　信浩
1　破産債権の届出期間　平成24年５月17日まで
2　一般調査期日　平成24年５月31日午後３時
平成24年４月27日　金沢地方裁判所
平成２３年（フ）第６４８５号
大阪市浪速区浪速西２丁目２番１―911号
破産者　大野　道子
1　破産債権の届出期間　平成24年５月31日まで
2　一般調査期日　平成24年６月28日午後３時30分
平成24年４月26日
大阪地方裁判所第６民事部
平成２３年（フ）第６１９号
兵庫県加古川市野口町水足123番地の15、商業登記簿上の本店所在地兵庫県加古川市野口町坂元565番地
破産者　森本鐵工株式会社
1　破産債権の届出期間　平成24年６月１日まで
2　一般調査期日　平成24年７月26日午前10時
平成24年４月26日　神戸地方裁判所姫路支部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。
平成２３年（フ）第５３号
山口県萩市大字山田4758番地４
破産者　嶋本　治子
異議申述期間　平成24年５月29日まで
平成24年４月26日　山口地方裁判所萩支部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第７５号
兵庫県篠山市糯ケ坪甲57番地１　県営篠山糯ヶ坪鉄筋住宅１棟204号
破産者　黒田　利幸
免責意見申述期間　平成24年６月21日まで
平成24年４月27日
神戸地方裁判所柏原支部破産係
平成２３年（フ）第２０２号
茨城県取手市井野台１丁目15番18―601号
破産者　寺田　努
免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
平成24年４月27日
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係
平成２３年（フ）第２０３号
茨城県取手市井野台１丁目15番18―602号
破産者　寺田　保一
免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
平成24年４月27日
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

特別清算開始

平成２４年（ヒ）第２号
千葉県銚子市松岸町４丁目792番地の６
清算株式会社　株式会社ＮＤコーポレーション
清算人　塙　與一郎
1　決定年月日　平成24年４月24日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
千葉地方裁判所八日市場支部
平成２４年（ヒ）第３００９号
大阪市西淀川区中島２丁目１番102号
清算株式会社　株式会社富士昭コーポレイション
代表清算人　髙井　好彦
1　決定年月日　平成24年４月23日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部
平成２４年（ヒ）第１００４号
広島市西区楠木町１丁目15番24号
清算株式会社　松本建設株式会社
代表清算人　中原　健次
1　決定年月日　平成24年４月25日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
広島地方裁判所民事第４部

特別清算終結

平成２４年（ヒ）第２０１７号
東京都港区六本木６丁目８番10号
清算株式会社　株式会社インフラックス
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部
平成２３年（ヒ）第２０２５号
東京都文京区後楽２丁目１番３号
清算株式会社　東京ＣＲＯ株式会社
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

更生手続終結

平成２１年（ミ）第１４号
東京都港区海岸３丁目18番21号
更生会社　あおみ建設株式会社
管財人　掛橋　隆晴
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件更生手続を終結する。
3　理由の要旨　更生計画の定めにより認められた金銭債権総額の３分の２以上が弁済され、更生計画に不履行が生じていない。
東京地方裁判所民事第８部
平成２１年（ミ）第１５・１６号
東京都港区海岸３丁目18番21号
更生会社　シンコー・テクノ株式会社
管財人　掛橋　隆晴
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件更生手続を終結する。
3　理由の要旨　更生計画の定めにより認められた金銭債権総額の３分の２以上が弁済され、更生計画に不履行が生じていない。
東京地方裁判所民事第８部

監 督 命 令

平成２４年（再）第６０号
東京都渋谷区渋谷１丁目９番８号
再生債務者　スーパーホーム株式会社
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　東京都港区赤坂２丁目17番22号赤坂ツインタワー本館15階　河野法律事務所　弁護士　川村　英二
平成24年４月26日
東京地方裁判所民事第20部
平成２４年（再）第６１号
東京都港区六本木４丁目８番７号六本木三河台ビル９階
再生債務者　株式会社オフィチーナ
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　東京都千代田区五番町５番地５ＫＤＸ五番町ビル３階　みずき総合法律事務所　弁護士　内藤　平
平成24年４月25日
東京地方裁判所民事第20部
平成２４年（再）第４号
名古屋市守山区松坂町90番地
再生債務者　オーアールエス株式会社
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　名古屋市中区丸の内１丁目２番９号　長尾ビル303号　齋藤重也法律事務所　弁護士　齋藤　重也
平成24年４月26日
名古屋地方裁判所民事第２部

監督命令取消

平成２０年（再）第２８１号
東京都台東区浅草橋４丁目19番８号
再生債務者　勝村建設株式会社（吸収合併後の存続会社株式会社エム・テック本店所在地埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目７番２号）
主文　平成20年11月12日にした監督命令を取り消す。
平成24年４月24日
東京地方裁判所民事第20部
平成２３年（再）第２０号
大阪府堺市東区北野田314番地９
再生債務者　下出　宜精
主文　平成23年９月２日にした監督命令を取り消す。
平成24年４月20日
大阪地方裁判所第６民事部